

2023（令和5）年9月6日

株式会社 HappyLifeBio 御中

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町 7-11-5

TEL 048-844-8972/FAX 048-829-7444

理事長 池本 誠司



再申入書

当会は、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービスおよび契約に関わる調査、研究、検討を行っている、消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士等で構成している特定非営利活動法人です。平成21年3月5日に内閣総理大臣から消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当表示使用に対し、差止請求権を行使することができる適格消費者団体として認定を受けております。

貴社の販売している「ハダキララ」に関するインターネット広告等について、当会からの令和5年7月3日付の申入れに対し、令和5年8月21日付にてご回答（以下「本件回答」といいます。）を下さいましてありがとうございました。貴社からのご回答を踏まえ、下記のとおり再申入れをいたします。

つきましては、本申入れに対する回答を、令和5年9月26日までに、書面にて当会まで送付いただけますようお願いいたします。

なお、本再申入書及び貴社からの回答の有無・容等は、消費者契約法第27条に基づき、当会において公表させていただくことを念のため申し添えます。

記

- 1 本件回答において、「当商材については広告を用いた積極的な販売活動を取りやめ」、「新規会員様の受付を促す広告配信を停止しております。」などと記載されておりますが、現在でも次のURLから貴社のインターネット広告を確認することができ、また、インターネットモールであるAmazonにおいても貴社の「ハダキララ」が検索結果に表示される状況にあり、本件回答内容と矛盾する事態が生じております。

【広告URL】

https://lp.hlb.jp/page?from=happylifebio.co.jp_top&locale=ja&order_form=normal_chatbot&pattern=redesign_new&flash_guid=832ebcb5-42f8-4e2f-9c93-33895bb9c446

- 2 また、令和5年7月3日付の申入書においては、貴社の「ご利用規約」に関しても申入れをしておりますところ、いまだご回答いただけておらず、貴社の「ご利用規約」を確認しても、申入れをした条項の修正又は使用の取り止めはなされておられません。
- 3 つきましては、令和5年7月3日付の申入れに対し、改めてご回答いただきますようお願いいたします。

以上

《本件に関する問合せ先》

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

事務局 清水

TEL : 048-844-8972/FAX : 048-829-7444